温泉浴槽成分表示　　環境省

The Knights

環境省の温泉保護利用懇談会で6月4日、温泉成分の適切な表示を求める中間報告がまとめられました。温泉法は1948年に公布され、掘削など温泉に関する手続きを定め、源泉の成分と禁忌症の掲示が義務付けられています。今回の中間報告では、実際に利用する浴槽の成分分析結果を表示するべきであるとして、今後10年をめどに成分の再分析することが求められました。環境省は今後、温泉法や温泉法の施行規則の改正に取り組んでいきます。

環境省によると、源泉に水を加えたり、循環ろ過をすることで温泉成分が源泉とは異なるケースが増えています。温泉の掘削数の増加が既存の温泉に与える影響も懸念されるようになり、環境省はこれまでに懇談会を設置して、温泉の適正な表示や利用について検討を進めていました。

資料:2004年6月5日付　東京朝刊、毎日新聞

受注管理箇所　尾崎　将道

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■

1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4 水道法第20条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 トータルサニテーション管理
8 委託試験・研究・開発

UKAS QUALITY MANAGEMENT 001